

産業廃棄物

処分状況報告書

令和4 6月 22日

静岡県知事 川勝 平八
様

住 所 静岡県袋井市高尾772番地1

氏 名 株式会社エスポワール 代表取締役 井上 純二

電話番号 0538-24-7721
許可番号 22 21001310静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、
について、次のとおり報告します。

令和4 年3月31日以前の1年間における 産業廃棄物 の処分状況

種類	処分方法	処分量(t)	処分後 量(t)	報告者に処分を委託した者					報告者が処分を委託した者				
				許可番号	氏名又は名称	住所又は所在地	受託量(t)	備考	許可番号	氏名又は名称	住所又は所在地	委託量 (t)	備考
石膏ボード	破碎	11.02	9.92	2201056242	(有)アライブ	磐田市	11.02						
		2.28	2.05	2221049847	(有)イシガミ	牧之原市	2.28						
		39.55	35.60		(株)ZEROTECH	静岡市	39.55						
		58.80	52.92	2242018865	(有)オオタサービス	磐田市	58.80						
		2.38	2.14		溝口工業	袋井市	2.38						
		47.40	42.66	2221025604	(有)クリーンオオシバ	磐田市	47.40						
		48.30	43.47	2201085736	(有)グリーン岩田	浜松市	48.30						
		10.39	9.35	2201115055	(有)セイショウ	御前崎市	10.39						
		113.95	102.56	2417001181	(有)出馬重機	三重県志摩市	113.95						
		3.99	3.59	2201038358	(有)加藤はつり工業	周智郡森町	3.99						
		12.82	11.54	2221032392	(有)丸美商店	掛川市	12.82						
		7.07	6.36	2201040000	(有)柴田重機	掛川市	7.07						
		12.07	10.86	2201085736	(有)昌栄造建	袋井市	12.07						
		28.70	25.83	2221044639	(有)西谷商店	袋井市	28.70						
		29.58	26.62	2201122008	(有)大城農用地開拓	掛川市	29.58						
		8.50	7.65	2211016472	(有)池上開発事業	磐田市	8.50						
		18.83	16.95		TMG(株)	磐田市	18.83						
		5.07	4.56	2201204441	GSP(株)	焼津市	5.07						
		52.14	46.93	920068641	フライトワン	栃木県足利市	52.14						
		55.65	50.09	2222103973	エコライン(株)	焼津市	55.65						
		6.16	5.54	2201125403	フジヤ	袋井市	6.16						
		35.37	31.83	2202021386	掛川 大石組	掛川市	35.37						
		12.45	11.21		(株)VALBO	浜松市	12.45						
		137.09	123.38	2232126250	(株)アーバン	三島市	137.09						
		57.22	51.50	6221182387	(有)UNNO十番	静岡市	57.22						
		14.24	12.82	2201225384	飯田鳶工業	牧之原市	14.24						
		8.40	7.56	2251085632	(株)環吉	磐田市	8.40						
小計		839.42	755.48				839.42						

石膏紛	乾燥	295.34	295.34	1925017507	(株)エコ・フカサワ	山梨県南アルプス市	295.34						
		120.64	120.64	1820002149	(株)吉勝重建	福井県坂井市	120.64						
小計		415.98	415.98				415.98						
紙くず									1422105707	中央環境開発(株)	愛甲郡愛川町角田	602.31	
合計		4591.27	4173.74				4591.27					602.31	

備考

- 1 産業廃棄物の処分に係る報告と特別管理産業廃棄物の処分に係る報告は別葉とすること。
- 2 「許可番号」の欄には、報告者に処分を委託した者又は報告者が処分を委託した者が産業廃棄物処分業者である場合に、その許可番号を記載すること。
- 3 報告者が処分業者から処分を再委託された場合には、「報告者に処分を委託した者」の「備考」の欄に「再」と記載すること。
- 4 報告者が処分業者に処分を再委託した場合には、「報告者が処分を委託した者」の「備考」の欄に「再」と記載すること。
- 5 委託を受けた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物について、2以上の処分方法により段階的に処分を行った場合にあっては、最初の段階における処分に係る記載をした上で、その下段の「処分方法」、「処分量(t)」及び「処分後量(t)」の欄並びに「報告者が処分を委託した者」の各欄に、後に続く段階における処分に係る記載を続けてすること。
- 6 記入欄が不足するときは、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。
- 7 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごと、処分方法ごと及び月ごとの処分量等については、別紙に記載し添付すること。

																0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																0
																0
																0
																0
																0
																0
																0
																0
																0
																0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考

- 1 産業廃棄物の処分に係る報告と特別管理産業廃棄物の処分に係る報告は別葉とすること。
- 2 事業場ごとに別葉とすること。
- 3 「持出先」の欄には、中間処理後の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を報告者が別の事業場において自ら処分するため持出しを行う場合には「自社」、委託して処分するため持出しを行う場合には「委託」、再生品として使用又は販売をするため持出しを行う場合には「再生」と記載すること。
- 4 記入欄が不足するときは、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。